建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年６月10日

北陸地方整備局長　野田　　徹

1　処分をした年月日　平成26年５月27日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　第一電機工業株式会社　代表取締役　瀬戸　和夫　石川県金沢市森戸１丁目166番地　国土交通大臣許可（般・特―21）第2945号

3　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

全国における電気工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの

（注１）「電気工事業に関する営業」とは、注文者から電気工事を請け負う営業をいう。

（注２）「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事以外の建設工事をいう。

⑵　期間

平成26年６月11日から平成26年７月10日までの30日間

4　処分の原因となった事実　第一電機工業株式会社は、他の事業者と共同して、遅くとも平成21年４月16日以降、関西電力株式会社が各発注担当部署において、指名競争見積、指名競争入札又は価格提案の方法により発注する架空送電工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、同工事の取引分野における競争を実質的に制限し、これが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第２条第６項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第３条の規定に違反するものとして、公正取引委員会から平成26年１月31日に同法第７条第２項の規定に基づく排除措置命令及び同法第７条の２第１項の規定に基づく課徴金納付命令を受け、当該命令が確定した。

このことが、建設業法第28条第１項第２号及び第３号に該当すると認められる。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年６月10日

四国地方整備局長　三浦　真紀

1　処分をした年月日　平成26年５月27日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社四電工　武井　邦夫　香川県高松市松島町１―11―22　国土交通大臣許可（般・特―22）第5200号

3　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

全国における電気工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの。

（注１）「電気工事業に関する営業」とは、注文者から電気工事を請け負う営業をいう。

（注２）「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係るもの以外の建設工事をいう。

⑵　期間

平成26年６月11日から平成26年７月10日までの30日間

4　処分の原因となった事実　株式会社四電工は、他の事業者と共同して、遅くとも平成21年４月16日以降、関西電力株式会社が各発注担当部署において、指名競争見積、指名競争入札又は価格提案の方法により発注する架空送電工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、同工事の取引分野における競争を実質的に制限し、これが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第２条第６項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第３条の規定に違反するものとして、公正取引委員会から平成26年１月31日に同法第７条第２項の規定に基づく排除措置命令を受け、当該命令が確定した。

このことが、建設業法第28条第１項第２号及び第３号に該当すると認められる。

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

平成２６年（ヘ）第４１号

札幌市白石区川北2302番地
申立人　北海機工株式会社
代表者代表取締役　小林　友虎
権利を争う旨の申述の終期　平成26年９月１日
平成26年５月23日　大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　２通
⑴手形番号　ＡＡ81220
金額　3,000,000円
支払期日　平成26年４月20日
支払地　大阪市
支払場所　株式会社りそな銀行大阪営業部
振出日　平成25年11月20日
振出地　白地
振出人　ヤンマー建機株式会社　取締役社長　京極　勝一
受取人　申立人
最終所持人　申立人
⑵手形番号　ＡＡ81221
金額　226,714円
⑵の支払期日、支払地、支払場所、振出日、振出地、振出人、受取人及び最終所持人は⑴の手形の記載に同じ

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２６年（家）第７０号

札幌市中央区南12条西12丁目２番15号
申立人　平山小夜子
本籍北海道歌志内市字歌神80番地３、最後の住所本籍に同じ
不在者　寺嶋　惠二
昭和29年12月７日生
届出期間満了日　平成26年９月26日
札幌家庭裁判所滝川支部

平成２５年（家）第１６５号

福島市笹木野字北中谷地37番地の14
申立人　紺野　　亘
本籍申立人の住所に同じ、最後の住所福島県伊達市月舘町御代田字月崎山１番地７　星風苑
不在者　紺野　キミ
昭和８年10月６日生
届出期間満了日　平成26年９月29日
福島家庭裁判所

平成２６年（家）第２２４号

茨城県日立市大みか町３丁目19番６号
申立人　荒川　隆郎
本籍茨城県北茨城市大津町90番地、最後の住所千葉県習志野市
不在者　荒川　司郎
昭和22年９月１日生
届出期間満了日　平成26年９月26日
水戸家庭裁判所日立支部

平成２５年（家）第１４０６４号

東京都世田谷区上祖師谷３丁目18番15号
申立人　阿久津知子
本籍東京都世田谷区上祖師谷３丁目18番、最後の住所申立人の住所に同じ
不在者　阿久津忠雄
昭和36年３月28日生
届出期間満了日　平成26年９月26日
東京家庭裁判所

平成２６年（家）第１５３４号

福島県南相馬市小高区飯崎字北原42番地67
申立人　伊藤　　稔
本籍申立人の住所に同じ、最後の住所福島県南相馬市小高区飯崎字北原42番地の67
不在者　伊藤　良雄
昭和26年11月５日生
届出期間満了日　平成26年10月17日
東京家庭裁判所

平成２６年（家）第４２０３号

茨城県那珂市瓜連705番地８
申立人　古谷　孝誓
本籍茨城県那珂市門部2301番地、最後の住所東京都品川区二葉１丁目13番９―104号
不在者　古谷　裕美
昭和34年３月31日生
届出期間満了日　平成26年９月26日
東京家庭裁判所